水上村立湯山小学校
いじめ防止基本方針

－すべての児童が生き生きと輝く学校生活をめざして－

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、すべての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「湯山小いじめ防止基本方針」を策定しています。

＜　もくじ　＞

１　いじめ問題に関する基本的な考え方

２　いじめ防止のための基本姿勢（５つのポイント）

３　いじめの未然防止のための取組

４　早期発見・早期対応の在り方

５　いじめ問題に取り組むための校内組織

６　いじめ防止指導計画の整備について

７　教職員の研修の充実

８　その他



（１～５のみ掲載）

１　いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。特に、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と大きく関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

○　いじめとは

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

２　いじめ防止のための基本姿勢（５つのポイント）

(1)　いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
(2)　児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
(3)　いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
(4)　いじめの早期解決のために、当該児童の心身の安全を保証するとともに、学校内だけでなく村教育委員会や関係機関と連携をして解決にあたる。
(5)　学校と家庭が連携して、事後指導にあたる。

３　いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間を中心に、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや無視をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。



(1)　いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
いじめゼロを目指した児童会活動を積極的に推進する。
・あいさつ運動　・さくらスマイル班活動　・ふれあいタイム
・人権集会　・地区児童会　・各クラスの人権目標の設定

(2)　児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
①「ま・い・う」で「三カン王」の指導の徹底
「負けない」「いじめない」「うそをつかない」「関心」「感謝」「感動」のを根底にした教育活動を推進する。
・毎日のランニング　・　異学年での集団登校
・朝の読書　・地域の方々とのふれ合い　・主体的な行事への参加
②人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさや喜びを実感できる伝え合う確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。
また、学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間及び生活科等における道徳性の育成に資する豊かな体験活動の推進を行う。

４　いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1)　いじめの早期発見のために，様々な手段を講じる。
ア　「いじめは、本校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
イ　様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、「子どもを知る会」等の場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
必要に応じて気になる児童には、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることにより、相互の信頼関係を構築する。
ウ　児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、当該児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動において悩み等を聞き、家庭訪問を実施するなど、問題の早期解決を図る。
エ　「なかよしアンケート（心のアンケートを含む）」を毎月行い，児童の悩みや人間関係等を把握する。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。また、相談しやすい環境づくりを推進する。

オ　すべての教育活動を通して、豊かな人権感覚を育み、実践的な態度を養う人権教育及び道徳教育の推進を図る。
カ　インターネットの特殊性による危険を十分に理解するとともに、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を充実させる。

(2)　いじめの早期解決のために，全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
ア　いじめ問題を発見したときには，学級担任だけで抱え込むことなく，学校長以下、すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
イ　情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
ウ　傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
エ　学校内だけでなく村教育委員会や関係機関と連携をして解決にあたる。
オ　いじめられている児童の心の傷を癒すために、学校支援サポーターやスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

(3)　家庭や地域、関係機関と連携した取組
ア　いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
イ　学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

●「いじめ防止対策委員会」を招集する。
●いじめられた児童を徹底して守る。
●見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な実態把握	指導体制、方針決定	児童への指導・支援	今後の対応
●当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。 ●個々に聴き取りを行う。 ●関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ●ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。	●指導のねらいを明確にする。 ●すべての教職員の共通理解を図る。 ●対応する教職員の役割分担を考える ●町教育委員会、関係機関との連携を図る。 ●「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。	●いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。 ●いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である。」という人権意識をもたせる。	●継続的に指導や支援を行う ●カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。 ●心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

保護者との連携



≪ いじめ問題に取り組むための校内組織≫

